

帯広市新総合体育館建設基本計画

平成 27 年 1 月

帯広市教育委員会

はじめに

帯広市は、西に日高山脈、北に大雪山系、東に白糠丘陵・阿寒などの豊かな自然に囲まれた、日本有数の食料基地である北海道東部、十勝平野の中央に位置し、農業や商工業などの地域産業にささえられながら、十勝圏の中核都市として発展してきた。

本市は、十勝圏19市町村における唯一の市として、スポーツ分野においても、中核的な位置を占めている。昭和63年には「健康スポーツ都市」を宣言し、スポーツに親しむ機会の充実や施設の整備、指導者の育成を図ってきた。

平成21年度に開館した、国内2番目の屋内スピードスケート場である「明治北海道十勝オーバル」では、世界スプリント選手権大会やワールドカップ競技会など、国際的なスピードスケート大会が開催されている。明治北海道十勝オーバルがある帯広の森には、陸上競技場や野球場、屋内プール等の施設があり、全十勝の大会が数多く開催されているほか、全国・全道大会が毎年50大会程開催されている。

さらに、平成9年度からの十勝大平原クロスカントリースキー大会、平成24年度からのフードバレーとかちマラソン大会には、全国から参加者が集い、競技を楽しむとともに、十勝・帯広の恵まれた環境や「食」を堪能している。

また、国においては、平成23年度にスポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が施行となり、昨年は、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定した。

こうした中、先の東京オリンピックの熱が冷めやらない昭和47年10月に開館した帯広市総合体育館は、老朽化がすすみ、地域スポーツの拠点としての機能の充実が求められてきたが、今般、帯広市総合体育館の建替えを実現し、スポーツを通じた人づくり、地域づくりをさらにすすめていくこととし、「帯広市新総合体育館建設基本計画」を策定することとした。

今後、本計画をもとに、建替えに向け、具体的な取組みをすすめていく。

平成27年1月

帯広市教育委員会

も く じ

第1章 新総合体育館の基本的な考え方

1. 現総合体育館建替への必要性	1
2. 基本コンセプト	3
3. 施設の基本方向	5
4. 整備予定地	7

第2章 施設の構成と想定規模

1. 施設の構成	9
2. 施設の全体規模	15
3. 施設整備の前提条件	16

第3章 施設基本計画

1. ゾーニング・動線計画	17
2. 施設計画図	19
3. 構造計画	21
4. 設備計画	22
5. 概略建設費	23
6. 整備スケジュール	24

第4章 整備・運営方針

1. 整備方針	25
2. 運営方針	26
3. 財源の確保	28

資料編

I 現総合体育館の状況	31
II 用語解説	34

第1章 新総合体育館の基本的な考え方

1. 現総合体育館建替えの必要性

(1) 施設の老朽化・狭あい化

ア) 施設設備の老朽化・狭あい化

現総合体育館は、昭和47年に供用を開始し、今年で42年目を迎え、老朽化が著しい状況にある。また、現総合体育館の開設時と比較し、大会の規模が拡大し、利用団体からは選手控室、役員室などに使える諸室が少なく、狭いという問題が指摘されている。

さらに、車社会の進展により、大会利用の際に大型バスの駐車スペースが確保できない、駐車場が狭い、出入りがしづらいといった意見が寄せられている。

このような状況に対応するため、第六期帯広市総合計画、帯広市教育基本計画（注1）において、建替えを予定しており、早期に根本的な対策が必要である。

イ) 耐震化の必要性

現総合体育館は、地震等災害時の指定避難場所となっている。

平成17・18年度に実施した耐震調査では、「耐震性に疑問がある」と判定され、一部施設の補強を講じている。

本市では大規模な地震に対応するため、学校や保育所などの耐震化工事をすすめており、現総合体育館においても抜本的な対応が必要である。

(2) 国内環境の変化

ア) スポーツ基本法の施行

平成23年8月、国はこれまでのスポーツ振興法を全面改正し、スポーツ基本法を施行した。同法に基づき、国において平成24年3月に策定されたスポーツ基本計画では、今後10年間を見通した基本方針を示している（注2）。

同計画においては、子どものスポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備などの方針が示されており、地方自治体に対しても、一定の役割が求められている。

イ) スポーツ層の変化

平成24年度に国が、全国の小学校5年生、中学校2年生を対象に実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、北海道内の子どもたちの体力合計点は全国平均を下回っている傾向が継続している。日常的に運動をしている子どもと運動しない子どもとの二極

化がすすんでいる。

その一方で、高齢者においては、健康維持や介護予防の観点から、自主的な運動機会が増えている。成人においても、仕事前や後にフィットネスクラブやトレーニングジムに通う人が増えている。さらに障害者のスポーツ機会も増大している。

しかし、現総合体育館は、段差が多く、不便・不安の声が寄せられており、子どもから高齢者までがともに、気軽にスポーツに親しむことができる施設を提供していくことが必要となっている。

ウ) スポーツ交流の促進

本市には、現在、年間200を超える団体が合宿に訪れている。全国・全道レベルの大会は年々増加し、平成25年度は49大会が開催されている（注3）。

本市では、競技団体や商工団体、ホテル旅館団体を構成員とする「帯広市スポーツ合宿・大会誘致実行委員会」を平成20年度に設置し、全国からの合宿の誘致をすすめているほか、全国・全道大会の開催にあたっては、良好な環境を提供するよう取り組んできた。

しかし、現総合体育館はフットサルやハンドボールといった近年ニーズの高い大会の開催会場としては狭いため、公式の大会は開催できない状況にある。

また、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を控え、国内のスポーツ熱の高まりにより、本市での合宿・大会がさらに増えることが予想され、施設の拡充が求められている。

2. 基本コンセプト

平成25年度に実施した「帯広市新総合体育館建設基本調査」（以下、基本調査という）の結果を踏まえ、次の4つを新しい総合体育館の基本コンセプトとする。

- (1) 健康スポーツ都市宣言を推進する体育館
- (2) 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」を推進する体育館
- (3) スポーツを通じた交流、にぎわいを創出する体育館
- (4) 管内町村など圏域スポーツを推進する体育館

(1) 健康スポーツ都市宣言を推進する体育館

新しい総合体育館では、障害者を含む子どもから高齢者までを対象とする様々な教室・講座を開催する。また、これらの市民向けの体力づくり、健康づくりの教室・講座開催の指導者を養成する場としての役割を担うとともに、市民の日常的な体力づくり、健康づくりのノウハウや地域での身近な教室・講座情報の提供なども行っていく。

現総合体育館では、年間160日、ほとんど毎週末に大会が開催されている状況にあり、新しい総合体育館では週末を中心に同程度以上の利用が想定されるが、団体の利用が少ない平日の日中を活用して、個人の体力づくり、健康づくりのための様々な教室・講座を開設していくことにより、施設の有効活用をはかっていく。

このような取組みにより、「健康スポーツ都市」（注4）の実現の一翼を担っていく。

(2) 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」を推進する体育館

新しい総合体育館は、基本的にはスポーツをする人たちのための施設であるが、同時にスポーツ観戦を通じて、新たにスポーツをするきっかけをつくる場、元気やエネルギーをもらう場としての役割を担っていく必要がある。このため、障害者を含む子どもから高齢者まで、様々な人が訪れ、観戦できる環境を整える。

第六期帯広市総合計画、帯広市教育基本計画では、総合体育館を拠点とする総合型地域スポーツクラブの設立を計画している。総合型地域スポーツクラブは、市民の自主運営による住民参加型の会員制スポーツクラブであり、その指導者としてアスリートや競技団体が協力するものである。新しい総合体育館は、多くの競技団体が利用することから、これらの団体と総合型地域スポーツクラブとが連携して様々なスポーツにふれる機会を提供していくことが可能となる。

このような取組みにより、国が掲げるスポーツ立国戦略である「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」（注5）を実現する体育館を整備し、スポーツ基本法が求める

地方の役割を担っていく。

（３）スポーツを通じた交流、にぎわいを創出する体育館

現総合体育館では、多くの大会が開催され、十勝管内はもとより、北海道内外から選手や役員などが本市を訪れている。今後においても一定規模の大会が開催可能な環境を整え、地域の屋内スポーツの中心地として整備していくものとする。

また、新しい総合体育館は、数千人が一堂に会する場としての利用が可能であることから、スポーツ施設としての機能を優先しつつ、にぎわいの創出の場として活用していく。

（４）管内町村との連携により圏域スポーツを推進する体育館

新しい総合体育館において、十勝レベル、全道レベルの大会を積極的に開催することにより、本市はもとより、十勝管内町村の競技者に日頃の練習の成果を発揮する場を提供していく。大会に参加する地元選手のほか、国内外から訪れるプロ選手が活躍する姿を、管内の人たちに気軽に見ることができる機会を提供し、地域全体としてのスポーツ振興に貢献していく。

また、十勝管内では様々なニュースポーツが考案され、管内はもとより国内外に広がっているものもある。現総合体育館においては、本市で生まれたゴルゲートの大会を毎年開催しているが、管内のニュースポーツを紹介していくことも、圏域のスポーツ振興を担う役割と考える。

3. 施設の基本方向

(1) 日頃の練習や成果を発表できる施設

新しい総合体育館は、地域の人たちが集い、練習をし、その成果の発表の場、競いあう場としての役割を担う。

成果の発表の場、競いあう場（＝「するスポーツ」の場）としては、屋内競技を中心とした十勝レベルの大会の開催地として、現総合体育館の役割を引き継ぐとともに、近年盛んになってきているフットサルやハンドボールなど現総合体育館では対応できない新たなニーズを含め、一流の選手を招いた大会などが開催できる規模とする。

このため、主会場となるメインアリーナは各種競技に対応できる規模を確保する。また、メインアリーナとは別に、主に競技の練習利用を中心とするサブアリーナを整備する。さらに、大会に応じて必要となる選手の控室、役員室、放送室、更衣室、器具庫などの付帯施設を整備する。

新しい総合体育館は、大規模な全国大会や全道大会の開催場所としてもその役割を担うこととなるが、その際は、帯広の森の運動施設や近隣町村施設との連携により開催するなどし、過大な施設とならないよう留意する。

(2) 身近な地域スポーツ、体力づくりができる施設

市民の日常的な軽運動は、これまで本市で展開してきた学校開放事業やコミュニティセンターでの活動を継続する。新しい総合体育館では、これらの活動を助長し、「健康スポーツ都市」を実現するため、障害者を含む子どもから高齢者までの幅広い年齢層の利用者を対象に、ライフステージに応じたスポーツに取り組むためのきっかけづくりとなる教室・講座を積極的に開催していく。

現総合体育館は、競技者利用や大会利用が中心であるが、新しい総合体育館では、個人利用者との共存を図るため、大会開催時以外にはメインアリーナの分割使用や保護者がスポーツをしている間に子どもたちが遊びながら体力づくりができるキッズコーナーを設置するほか、大会の開催時には選手・役員と観戦者との動線を区分し、それぞれが利用しやすい施設とする。

新しい総合体育館は、競技者が日常的に集うことから、競技者と市民がふれあい、スポーツ指導を受けたり、情報を得たりする場としての役割も担うことになる。

また、総合型地域スポーツクラブの事務室を設置し、地域住民を中心とする日常的なスポーツ活動の支援、他の総合型地域スポーツクラブや体育施設での教室などの取組みの情報交換・情報発信、地域においてスポーツを指導する人材の育成、一般利用者・競技団体・総合型地域スポーツクラブの共存・交流などが実践できる環境を整備する。

（３）人々がふれあい、スポーツに興味をもてる施設

新しい総合体育館には、日頃スポーツに親しんでいない人も気軽に訪れることができるよう、くつろげるスペースを設けるほか、地域ではどのようなスポーツが盛んなのか、また国内外で活躍している選手の状況や地域で生まれたニューススポーツのことなど、スポーツに関する様々な情報が得られる場としての機能を整備する。

また、「みるスポーツ」により、スポーツに興味をもってもらえるよう、メインアリーナには、２階に加え１階にも観覧席を設け、臨場感あふれるスポーツ観戦ができるようにするほか、プロスポーツ選手による子ども向け教室など、ふれあいの場を提供していく。

（４）人・環境への配慮や災害時の避難に対応できる施設

新しい総合体育館では、段差の解消、スロープやエレベーターの設置、洋式トイレの設置等バリアフリー対応策を講じ、高齢者や障害者に十分に配慮した、スポーツをする人もみる人も利用しやすい、人にやさしい施設とする。

また、二酸化炭素排出量の削減など、環境にも十分に配慮した施設整備をするとともに、地震等災害時の指定避難場所となっている現総合体育館の役割を引き継ぎ、十分な耐震性を備えた建物として、防災備蓄倉庫や非常用電源設備等を整備する。

（５）立地環境を活かした施設

ジョギングやサイクリングに利用されている河川敷運動施設との相乗効果を発揮するため、新しい総合体育館では河川敷運動施設にアクセスできるようにするとともに、屋内外の体育施設の連続性を活かした教室を開催していく。

また、現総合体育館に隣接する啓北公園は、現在、パークゴルフ場としての利用はほとんどないものの、芝生や樹木による緑の空間が形成されている。新しい総合体育館は、現総合体育館と啓北公園を合わせた敷地内に整備するが、その際においても利用者の休憩・交流の場、地域住民の憩いの場として公園を確保する。

さらに、現総合体育館敷地内には、十勝・帯広の歴史を語る碑や解説板など（注６）があり、これらを有効に活用していくとともに、国道が交差する立地であることから地域の目印、象徴となる施設として整備する。

4. 整備予定地

(1) 位置的な優位性

現在地は、建設以来、地域のスポーツ拠点として親しまれてきた場所であるばかりでなく、それ以前から公共施設用地として利用されてきた長い歴史を持っている。

また、国道38号と国道241号が交差する交通の要所で、他の地域から訪れる人たちにわかりやすい場所である。

近隣町村の体育施設からもほぼ等距離にあることから、連携した大規模大会の開催にも優位性がある。帯広駅からの距離は約1.7kmの距離にあり、中心市街地から近く、利便性が高い。

(2) スポーツ振興・健康施策における優位性

現在地は、スポーツ振興策の展開を考えた場合、市街地北東部地域に総合型地域スポーツクラブを設置する場合の拠点として適切な場所にあるほか、十勝川河川敷運動施設との連動が可能となる。市街地南西部に位置する帯広の森運動施設との地域バランスもはかれる。

市では、市民の健康維持・増進に資するため、安心して利用できるウォーキングやジョギングコースを紹介したマップ「健康ロードマップ帯広」を作成しているが、市街地北東部は道路幅や区画の問題でコース設定ができていない。総合体育館を起点として河川敷をウォーキング、ジョギングするコースを設定することにより、より総合体育館の役割が増すものと考えられる。

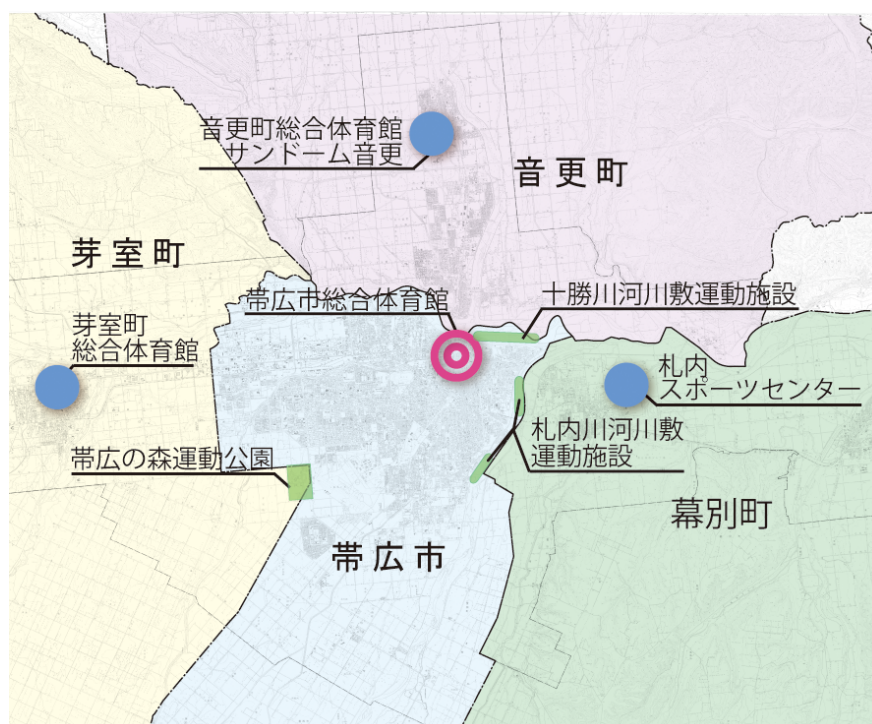
整備予定地の状況

項目	内容
所在地	帯広市大通北1丁目
敷地面積	約25,000㎡ うち西側隣地の啓北公園（近隣公園）約9,900㎡
用途地域	第二種住居地域・近隣商業地域 啓北公園は、都市計画公園（近隣公園）
建ぺい率、容積率	建ぺい率60% 容積率200%

整備予定地



帯広市総合体育館と帯広圏の主な体育施設の分布状況図



第2章 施設の構成と想定規模

1. 施設の構成

(1) 競技・イベント機能

障害者を含む子どもから高齢者まで気軽に利用できるスポーツ活動の場として、日常的な練習場や大会会場として多様な競技スポーツが行えるように配慮するほか、イベントや集会などの用途にも一定の対応ができる施設構成とする。

ア) メインアリーナ

新しい総合体育館は、市民レベルや十勝レベルの大会のほか、一定規模の全道・全国レベルの大会やプロスポーツ大会を開催できる機能が必要となる。また、選手控室、役員室、放送室、更衣室、器具庫など、選手や関係者が利用しやすい施設とする。

一方で、大会開催時以外には地域の人たちが活用しやすい施設であることが必要なことから、一般利用や総合型地域スポーツクラブの利用も視野に入れた施設とする。

メインアリーナの規模等として、以下を想定する。

- ・ 面積は、バスケットボールコートが3面、フットサルコートが2面設置できる約3,000㎡(66m×46m)程度とする。
- ・ 天井高は、国民体育大会競技施設基準である14m以上を確保する。
- ・ 大会開催時以外は、可動間仕切りにより分割使用を可能とするとともに、収納可能な移動式ステージを導入する。
- ・ 付帯施設として、更衣室兼選手控室2室各100㎡程度を設置し、大会規模に応じて広さを変更できる可動間仕切りを導入する。器具庫は400㎡程度を確保し、役員室、放送室はそれぞれ50㎡程度を確保する。

イ) サブアリーナ

サブアリーナは、日頃のスポーツ活動に利用できる規模等として、以下を想定する。

- ・ 面積は、バスケットボールコートが1面設置できる約1,000㎡(44m×22m)以上とする。
- ・ 天井高は、(公財)日本バレーボール協会競技規則である「競技場の表面から12.5m以上」を確保する。
- ・ 器具庫は、100㎡程度を確保する。

ウ) ランニングコース

利用者の健康増進、ウォーミングアップ、荒天時のランニングのため、ランニングコース

を設置する。

特に冬期間は、中学校、高等学校の運動部の部員、市民ランナーの需要が多いことから、走路幅を3.0m程度とし、利用者同士による接触事故を回避するため、ウォーキングコースとランニングコースを分けるなど安全対策に配慮する。

エ) アーチェリー練習場

現総合体育館の機能を引き継ぎ、冬期間の利用が可能なアーチェリー練習場を設置する。ただし、施設の有効活用を図るため、独立した施設とせず、大会開催時以外に観覧席を収納した後のスペースを活用する。

オ) 武道場（剣道場・柔道場）

現総合体育館を拠点とした剣道の個人向け指導教室が継続できるように武道場を設置する。ただし、施設の有効活用を図るため、独立した施設とせず、メインアリーナやサブアリーナとの兼用（可動式畳などの活用）とする。

（２）観覧機能

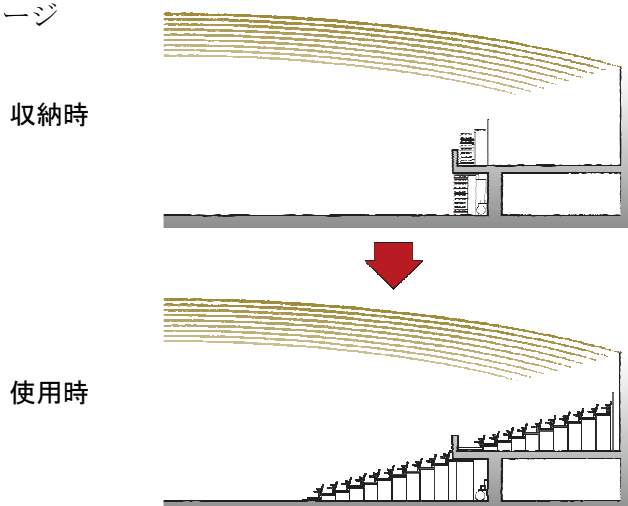
だれもが気軽にスポーツを観戦できる場とし、「みて楽しむ」という観点からも個人利用を促進し、一流選手のプレーを間近で観戦でき、その醍醐味を味わえるように観覧席を設置する。

また、車いす利用者の専用スペースを設けるとともに、観戦する全ての人に優しい施設として、段差や傾斜はできるだけ緩やかなものとする。

観覧席は、メインアリーナに設置する。競技種目や規模に応じた対応ができるよう1階席、2階席に可動式観覧席（ロールバックチェア）を設置する。2階の可動式観覧席を収納した後のスペースは、アーチェリー練習場などに活用する。

サブアリーナについては、ギャラリー（車椅子が通れる幅2m程度）を設置する。

※可動式観覧席のイメージ



(3) 健康増進・交流機能

だれもが気軽にスポーツを実践する場として、体力づくり、健康づくりなど多様なニーズに対応できる機能を持たせる。

また、体育館を利用する市民同士が休憩・交流でき、体育館利用者以外の人も気軽に訪れることができる、だれもが身近に憩い・交流できる場とし、スポーツや健康づくりを通じた交流を促進する施設構成とする。

ア) トレーニング室、相談室

軽運動や筋力トレーニングを実践できる器具を設置し、初心者から競技者まで利用できる少なくとも400㎡以上の施設とする。

また、市民のスポーツに関する相談に応じるとともに、各種機器の使用方法や利用者に応じたトレーニング内容のアドバイスを行う体制を整える。

イ) スタジオ（多目的室）

エアロビクス、ダンス、ヨガなど多様なスポーツニーズに対応できる部屋として200㎡程度のスタジオ（多目的室）を設置する。少人数利用に対応できるよう可動間仕切りにより分割できる構造とする。

ウ) 幼児室・キッズコーナー

幼児の遊び場、待機場所として、幼児室をメインアリーナに20㎡程度、サブアリーナに50㎡程度、保護者から見える位置に設置する。

また、子どもたちが遊びながら体力づくりができるキッズコーナーを設置する。

エ) 談話室・ラウンジ

利用者のみならず利用者以外も気軽に訪れ、飲食ができ、会話や交流できる100㎡程度の談話室・ラウンジを設置する。

(4) 管理・サービス機能

スポーツ大会やイベントの開催時における利用者の安全性や利便性、快適性に加え、管理・運営上必要となる設備など、各機能に付随して必要となる諸室やスペースを確保する。

ア) エントランスホール・ロビー

スポーツに関する資料展示など情報発信・情報収集機能を有するオープンなスペースを確保する。

イ) 会議室・研修室

地域の人たちの集会、スポーツ指導者やスポーツボランティアの各種研修に利用する会議室・研修室を設置する。

施設の有効活用をはかるため、役員室との兼用や利用人数に応じ、間仕切りによる広さの変更が可能な施設とする。

ウ) その他

その他、医務室、事務室等管理関係諸室、バリアフリー対応多機能トイレ、エレベーターなどを設置する。

事務室については、管理事務室だけでなく、総合型地域スポーツクラブの事務室が設置できるスペースを確保する。

(5) 防災機能

地震等の災害時に指定避難場所として機能するよう防災備蓄倉庫及び非常用電源設備設置のため200㎡程度を確保する。

(6) 環境配慮

高効率照明など省エネルギー器材を積極的に導入するほか、二酸化炭素排出量の削減目標を設け、環境に配慮した施設設備を導入する。

(7) 駐車場

大会参加者や観覧者の利便性を向上させるため、一般車両300台程度、大型バス10台程度の駐車場を確保する。

また、車いす利用者やベビーカー利用の親子連れが訪れやすいよう、雨よけ、雪よけの駐車スペースを確保するとともに、大会開催時における選手と観戦者とが交錯しないよう動線に配慮する。

(8) 公園

地域住民が憩い、ふれあうとともに施設利用者が利用できる街区公園規模以上の公園を整備する。

(9) その他

現総合体育館の敷地内にある記念碑や解説板などは、十勝・帯広の歴史を語る貴重な財産であることから、維持・保存していく。

施設構成と想定規模

区分	諸室等	想定規模等
競技・ イベント機能	メインアリーナ	・バスケットボールコート3面（フットサルコート2面） 約3,000㎡（66m×46m）程度 ・大会開催時以外は、可動間仕切りで分割使用可能 ・収納可能な移動式ステージを導入
	サブアリーナ	・バスケットボールコート1面 約1,000㎡（44m×22m）以上 ・日常のスポーツ利用が主体
	ランニングコース	・走路幅3.0m程度
	更衣室、選手控室（シャワー室）	・更衣室兼選手控室：2室各100㎡程度 ・大会の規模等により対応可能な可動壁の採用
	器具庫	・メインアリーナ：400㎡程度 ・サブアリーナ：100㎡程度
	役員室、放送室	・役員室：50㎡程度（会議室・研修室と兼用） ・放送室：50㎡程度
	アーチェリー練習場	・可動式観覧席収納時に利用
	武道場（剣道・柔道）	・メインアリーナやサブアリーナと兼用
観覧機能	メインアリーナ	・1階、2階に観覧席を設置（来賓席、車椅子席設置）
	サブアリーナ	・車椅子も利用できるギャラリー（幅2m程度）を設置
健康増進・ 交流機能	トレーニング室、 相談室	・400㎡以上 ・競技者・一般利用者ともに対応 ・一般利用者は、初心者、障害者、高齢者に対応できる設備（筋力トレーニングと軽器具運動の併存）
	スタジオ（多目的室）	・200㎡程度 ・エアロビクス、ダンス、ヨガなど多目的に利用
	幼児室・キッズコーナー	・メインアリーナ：20㎡程度 ・サブアリーナ：50㎡程度 ・エントランスホールにキッズコーナーを設置
	談話室・ラウンジ	・100㎡程度 ・体育館利用者以外も利用
管理・ サービス機能	エントランスホール・ ロビー	・スポーツに関する資料展示など情報発信・情報収集機能をもつオープンスペース
	会議室・研修室	・180㎡程度 ・一部は、有効利用をはかるため、役員室と兼用
	その他	・医務室、管理関係諸室、バリアフリー対応多機能トイレ、エレベーターなど ・管理事務室と総合型地域スポーツクラブの事務室を設置
防災機能	防災備蓄倉庫、非常用電源 設備	・200㎡程度
駐車場	—	・一般車両300台程度、大型バス10台程度（車椅子利用者等に配慮）
公園	—	・街区公園規模以上

2. 施設の全体規模

前述の結果、新しい総合体育館の規模（延床面積）は、12,500㎡程度と想定する。
諸室等の想定規模から、建築面積は、サブアリーナと一部の諸室を立体的に配置し、
8,000㎡程度と想定する。

3. 施設整備の前提条件

(1) 建設予定地の都市計画法・建築基準法の整備要件

建設予定地は、都市計画法上、第二種住居地域・近隣商業地域に指定されており、建築基準法上、建築物の用途の制限を受けることになる。

(2) 公園の整備

建設予定地内には近隣公園である啓北公園があることから、その代替機能として、予定地内に街区公園規模以上の面積を有する公園を整備する方針とする。その場合、都市計画法上の変更手続きが必要となる。

(3) 国有地の購入

啓北公園のうち約3分の2は国有地であり、公園以外の用途として使用する場合は、国から払い下げを受ける必要がある。

(4) 帯広警察署の建替え

北海道警察は、帯広警察署の建替えにあたり、平成26年度に基本設計を実施しており、現警察署敷地内での建替えを計画している。現庁舎を利用しながらの建替えであることから、工期が新しい総合体育館の工期と重複する期間が生じる可能性があり、十分に情報交換していく必要がある。

(5) 現総合体育館の利用

新しい総合体育館の建設に係る期間は2年程度と想定される。

現総合体育館では、年間160日、ほとんど毎週末に大会が開催されていることから、この期間、現総合体育館を休館することは影響が大きいことから、建設期間中も可能な限り現総合体育館を使用することが必要である。

第3章 施設基本計画

1. ゾーニング・動線計画

(1) ゾーニング計画

施設構成で示した施設規模より、建築面積は8,000㎡程度となることから、新しい総合体育館は、現啓北公園（約9,900㎡）の敷地に配置し、現総合体育館を利用しながら工事を進めることを想定する。

啓北公園の代替機能は、街区公園として確保し、駐車場は、新しい総合体育館の竣工後、整備することを想定する。

なお、本ゾーニング計画は、動線計画のほか、施設のあり方、工期等を検討するための参考として計画したものであり、設計の段階で変更することがあり得る。

(2) 動線計画

新しい総合体育館へのメインアプローチは、現総合体育館の現状や国道38号と国道241号の交差点からの距離を考慮し、計画地東側の国道241号側に配置する。

車両でのアクセスは、このメインアプローチのほか、計画地の西側と南側にサブアプローチを設置する。ただし、西側の道路は生活道路であり、その利用は緊急的なものに限る方向とする。また、東側、南側とも交通量の厳しい国道に面していることから、出入りを一方通行とするなど、円滑な流れを構築する。

徒歩でのアクセスは、これら3方向のほか、敷地北側の河川管理用道路にもサブアプローチを設置した計4方向とする。敷地北側のサブアプローチについては、河川敷の運動施設や緑地との一体性を確保する。

ゾーニング図・動線計画図



想定規模

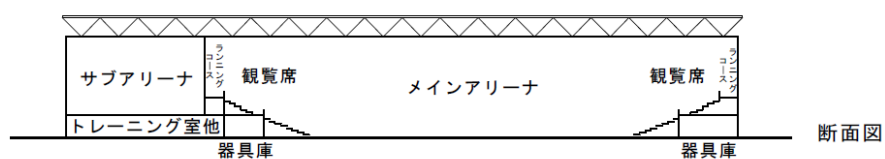
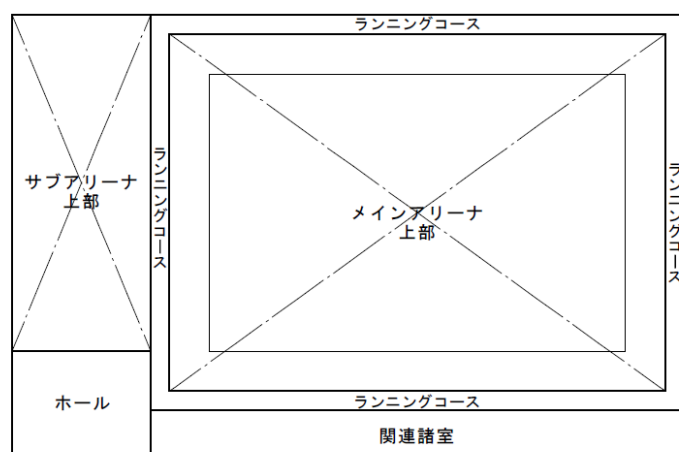
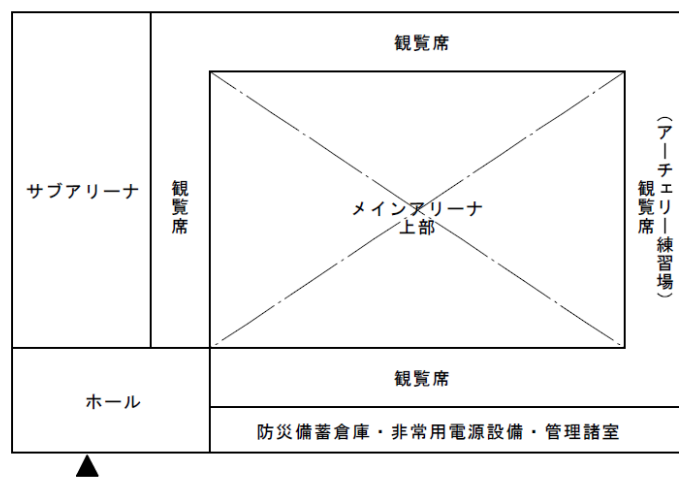
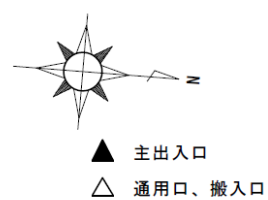
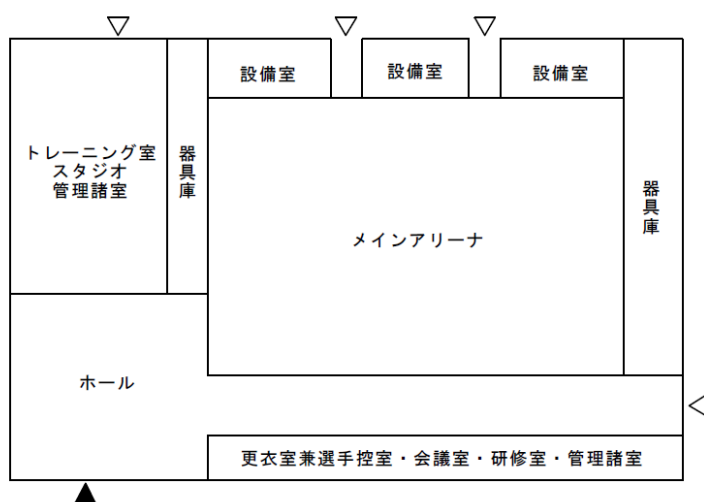
建築面積	8, 0 0 0 m ² 程度
延床面積	1 2, 5 0 0 m ² 程度
駐車台数	一般車両 3 0 0 台 程度
	大型バス 1 0 台 程度
観客席数	3, 5 0 0 席 程度

2. 施設計画図

メインアリーナの2階部分の観覧席の一部を可動式とし、座席を収納したスペースを活用し、アーチェリー練習場を設けることとし、ランニングコースは、観戦者との交錯をさけるため、メインアリーナ3階部分に整備することを想定した。

また、1階には管理諸室、トレーニング室、スタジオなどを配置し、サブアリーナは、2階、3階部分に整備することを想定した。

大会の開催にあたっては、選手と観戦客との動線を分けるため、観戦客は、外の階段、スロープ等を使って直接2階から入館できるよう想定した。



3. 構造計画

新しい総合体育館は、不特定多数の人が、円滑かつ多用途に利用できる構造であるとともに、地震・台風・積雪などの外力に耐えられる安全な建物でなければならない。

また、構法（耐震・免震・制振等）コスト、工期、耐久年数及びメンテナンス等について十分に考慮し、方針を決定していく。

（１）上部構造

アリーナ部分は大空間かつ無柱空間を要求されることから、上部構造（屋根）の軽量化を図る。

（２）下部構造

ア）構造種別

鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）及び鉄骨造（Ｓ造）を想定する。

イ）構造計画方針

構造の経済性及び設計の自由度を十分考慮した上で、構造種別の選定と設計を進める。

4. 設備計画

新しい総合体育館の延床面積は、現総合体育館の2倍程度となるが、省エネルギー設備等の導入により、二酸化炭素排出量は、現状から10～15%程度削減することを目標とする。

(1) 機械設備

機械設備は、快適性・利便性・安全性・管理性・経済性を考慮した方式および機器を選定する。特に省エネルギー・メンテナンスのしやすさの確保や長寿命化などに配慮する。

また、建築計画と調和のとれた器具の選定およびレイアウトを行う。

(2) 電気設備

電気設備は、省エネルギー・環境保護に配慮したシステムを選定し、メンテナンスのしやすさの確保や長寿命化などに配慮する。

アリーナの照明設備については、競技場の表面から1mの高さで1,500ルクスの照度を確保するほか、用途に応じて明るさを制御できるようにする。機器などは一定耐久年数経過後に、リニューアルが必要になることから、その際更新のしやすさを考慮する。

(3) 熱源システム

熱源システムは、熱源機器の初期投資、維持管理費の削減、環境負荷の低減、料金の安定性、メンテナンス性の良さなどを考慮のうえ、熱源方式は、具体的に油、ガス、電気のそれぞれの長所、短所を比較し、最適な熱源を選定する必要がある。

(4) 自然エネルギー利用

太陽光など自然エネルギーの利用については、施設整備の初期投資や維持管理費と経費削減効果とのバランスに十分配慮し、判断していく。

5. 概略建設費

施設計画図に基づく概略建設費は、今後の検討の中で面積は変動するものと考えられるが、これまでに整備された類似施設を参考に単位面積当たりの建設費を設定し、概算した現時点において、建設費約50億円程度と想定する。

ただし、昨今の建設費等の高騰を考慮し、今後、さらに慎重に検討する。

6. 整備スケジュール

平成29年度から施設整備を行い、平成31年度中に供用開始するスケジュールを想定する。

年度別スケジュールは、概ね次のとおり想定する。

年度別スケジュール（想定）

時 期	実施事項（案）
平成27年度～平成28年度	基本・実施設計
平成29年度～平成30年度	建設工事・引越・外構工事
平成31年度	供用開始
～平成32年度	現総合体育館の解体撤去、外構工事

第4章 整備・運営方針

1. 整備方針

（１）民間提案の導入検討

施設整備にあたって、利用者視点に立った民間提案の導入を検討することとし、P F I（注7）による整備の可能性について調査する。

（２）施設の外観

建設予定地は、国道が交差する交通の要所であり、また総合体育館は大規模な施設であることから、地域の目印（ランドマーク）として、周辺景観に配慮した外観とする。

（３）物販機能

利用者サービスのための自動販売機の設置、スポーツ用品の販売などのスペースを設けるほか、大会開催時等の観戦者向け飲食提供のスペースを設ける。

P F Iによる場合、一定の面積を区切った軽食堂等物販施設の設置については認めるが、施設整備費も含めて独立採算とする。

2. 運営方針

(1) 指定管理者制度の導入

本市では、平成17年度から公の施設に指定管理者制度を導入し、24年度からは利用料金制を導入している。このことを踏まえ、新しい総合体育館においても、その管理運営にあたって、指定管理者制度を導入する。

PFIによる場合においても、PFI事業者を改めて指定管理者とする手続きが必要となる。

現総合体育館は、帯広の森運動施設との同一グループとして一括指定管理してきたが、新しい総合体育館では、様々な屋内競技を中心に地域内外の競技団体やプロスポーツ団体との連携、総合型スポーツクラブの運営サポート、障害者を含む様々な人たちへの日常スポーツの振興、圏域町村との連携など幅広い活動が求められることから、帯広の森体育施設とは分離し、単独での管理運営とする。

(2) 連携・モニタリング

既存の指定管理施設と同様、「指定管理者選定委員会（注8）」によるモニタリングを実施する。

帯広市が推進しているスポーツ施策との連動した取組みや、帯広の森運動施設・河川敷運動施設など他の体育施設との連携を図るため、とかちプラザや市民文化ホールで設置している利用者等によるモニタリングのしくみと同様に「運営審議会（注9）」を設置するほか、市内の他の体育施設との連携した取組みをしやすいしくみとして「（仮称）体育施設指定管理者連絡会」を設置することを検討する。

(3) 運営者による自主的な活動の推奨

本市では、民間の事業者による自由な発想による自主活動を促し、市民へのサービス向上をはかるねらいにより、平成17年度に公の施設での指定管理者の導入を決定した。国内の他の指定管理施設では、目標としていた収入を上回った場合、将来への留保分を除き、一定額を市に返還する提案をした指定管理者があるほか、市民に向けた様々なスポーツ機会の提供を提案している例がある。

新しい総合体育館においては、市民サービスの向上の視点から民間事業者から様々な提案を求める。提案に対する判断については、指定管理者選定委員会やPFI事業審査委員会（注10）等で検討していく。

（４）利用料金の設定方向

現総合体育館の料金設定の考え方を踏襲し、光熱水費等直接経費は利用者負担を原則としつつも、周辺類似施設の料金を参照とした料金体系とする。また、小・中学生の利用は、現総合体育館や他の公共施設と同様に無料とする。団体の専用利用、目的外の利用料金設定についても、これまでと同様の考え方とする（注１１）。

また、総合型地域スポーツクラブの事務室の一部専用利用や周辺住民・体育団体の会議利用については、一定の配慮をする方向とする。

こうした考え方を原則としつつ、現総合体育館と同様に、指定管理者による利用料金制を導入する。

（５）施設予約システム

他の施設と同様の扱いが望ましいことから、現行システムを活用する。このことにより、市内の他の体育施設の利用状況も確認しながら予約が可能となる。

3. 財源の確保

(1) 財政支援措置の活用

新しい総合体育館の整備にあたっては、交付金・助成金、地方債など様々な財政支援措置を活用していくこととする。

今後、この基本計画をもって、速やかに関係機関と協議していく。

(2) 新たな自主財源の確保

新しい総合体育館には、ネーミングライツ（施設命名権（注12））を設定し、指定管理者またはPFI事業者はその権利を持たせ、管理運営費の削減のための財源とする。

また、施設外壁やメインアリーナに広告を設置し、地域スポーツの振興への企業参画を促す。併せて合宿や大会の歓迎看板を設置する。

これらの導入経費、収入も指定管理者またはPFI事業者任せ、管理運営費の削減に充てる。

一 資料編 一

I	現総合体育館の状況	3 1
II	用語解説	3 4

I 現総合体育館の状況

1. 施設概要

開館時間	午前9時～午後9時
休館日	月曜日、祝日の翌日
沿革	昭和47年9月15日 竣工 昭和47年10月1日 開館 工事費 425,700千円（文部省補助50,000千円）
建物	鉄筋コンクリート造2階建 駐車場 114台 建築面積 5,832㎡ 敷地面積 15,210㎡
主な施設	第一体育室（41.7m×37.7m）… バスケットボールコート2面分 第二体育室（23.5m×13.0m）… 武道、ダンス等 第三体育室（23.5m×13.0m）… 卓球等 トレーニング室、シャワー室、会議室、医務室、談話コーナー、 アーチェリー練習場 観覧席（固定席） 978席

2. 利用状況

（1）日常的利用の状況

現総合体育館の平成25年度の利用人数は102,889人（観覧者を除く）で、そのうち専用利用（団体）は57,161人と55.6%を占めている。卓球を中心にフットサル、バドミントン、バスケットボール、バレーボールといった屋内競技のほか、剣道や柔道といった武道の大会や練習が中心である。

また、個人は45,728人の利用があった。個人利用の大半は、競技団体の構成選手が個人や少人数の練習での利用に加え、本市が総合体育館に配置しているスポーツ施設専門指導員や指定管理者が開催する教室への参加者である。

現総合体育館 利用者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
個 人	50,442	51,020	47,917	47,837	45,728
専 用	64,123	61,993	62,163	56,692	57,161
小計	114,565	113,013	110,080	104,529	102,889
観覧席	27,404	24,181	25,277	21,959	30,688
合計	141,969	137,194	135,357	126,488	133,577

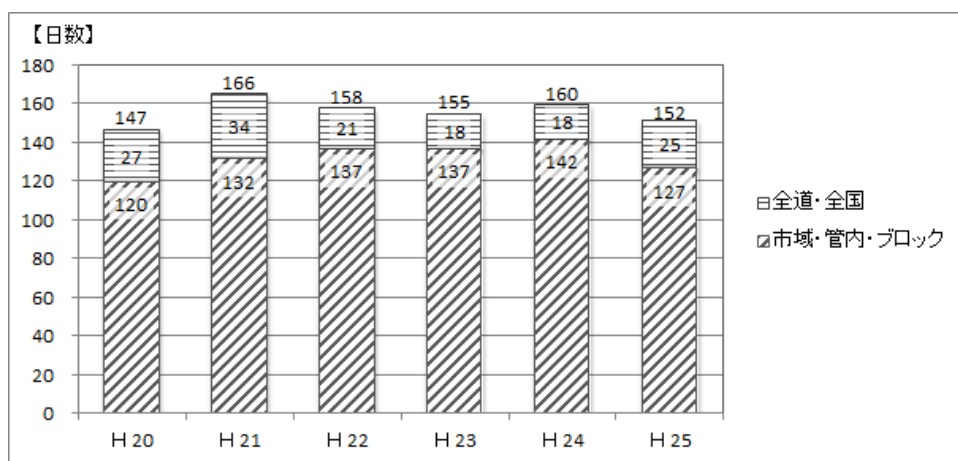
(2) 大会利用の状況

総合体育館で開催されている大会は、卓球やフットサル、バドミントンなどの競技が多い。

各大会の開催日数は1日のものが大半を占めている。中学生や高校生の大会は十勝レベルの大会が中心で、2日間から3日間にかけて開催されている。平成25年度の大会による利用は152日と開催日の半分を占めている。これらの大会には、保護者などを中心に約3万人が観戦に訪れている。

大会のほとんどは市内、十勝レベルの大会であり、全道・全国レベルの大会は、平成25年度は25日間10大会で、約4,600人が参加している。これらの大会は、数年に1回、持ち回りにより開催される大会のほか、毎年の固定大会、バスケットボールリーグなど競技団体が誘致をして継続的に開催されている大会がある。固定・継続大会は5大会となっている。

現総合体育館で開催された大会開催数の推移



(3) 個人利用の状況

各大会の日程については、特に中学生、高校生の大会が夏休みや冬休みなどに集中しやすいことから、前年12月頃から団体間の利用調整をしている。大会などの専用利用の調整後、

教室の日程を組み入れ、個人や少人数の利用については毎月の予定表のなかで「一般利用」という表示で利用可能日や時間を公表している。

平成25年度に実施した個人・少人数利用者の聞き取り調査では、利用の動機は大会などへ向けての練習の利用が中心であり、トレーニング室の利用についても競技者の筋力トレーニングが中心であることがわかった。高齢者や親子の利用も見られるが、これは指定管理者が開催しているスポーツ講座のほか、本市教育委員会が現総合体育館開設当初から配置しているスポーツ施設専門指導員が企画している体操教室等への参加者である。

（４）その他の利用

開設時には記念式典等の大規模な集会のほか、住宅設備・暖房器具等の展示会やサーカス、大相撲が開催されたが、近年においては、イベント・興行利用はほとんどない状況となっている。

Ⅱ 用語解説

（注１）第六期帯広市総合計画、帯広市教育基本計画〔P 1〕

- 第六期帯広市総合計画（平成２２年度～３１年度）では、政策６「生涯にわたる学びのまち」において、「スポーツの振興」のスポーツ施設の整備・管理運営の方向として、「総合体育館を改築するとともに、スポーツ施設の適切な管理運営や改修をすすめます。」としている。
- 総合計画の分野計画である帯広市教育基本計画においては、教育環境の充実にあたり、「市民のスポーツ活動や広域的なスポーツ交流の拠点としての機能を充実するため、総合体育館を改築します。」としている。

（注２）国のスポーツ基本計画における基本方針〔P 1〕

- 平成２４年に策定された国のスポーツ基本計画では、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適正等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題として、次の方針のもと、政策目標を設定している。
 - ・子どものスポーツ機会の提供
 - ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
 - ・国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
 - ・オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
 - ・スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
 - ・スポーツ界の好循環の創出

（注３）本市における近年のスポーツ合宿・大会の開催状況〔P 2〕

- 本市における過去５年間の合宿団体の推移

（単位；団体）

年度	帯広の森研修センター利用	市内ホテル・旅館利用	合 計
21	125	65	190
22	122	78	200
23	139	76	215
24	127	85	212
25	120	101	221

○ 本市における過去5年間の大会開催数と参加人数の推移

(単位：回、人)

年度	世界大会		全国大会		全道大会		合 計	
	大会数	参加数	大会数	参加数	大会数	参加数	大会数	参加数
21	2	210	7	1,978	22	8,791	31	10,979
22	1	120	6	1,897	31	11,537	38	13,554
23	2	182	8	3,430	34	14,092	44	17,704
24	0	0	8	7,206	41	14,160	49	21,366
25	0	0	13	10,054	36	13,679	49	23,733

(注4) 帯広市健康スポーツ都市宣言〔P3〕

- 昭和63年10月10日に宣言した帯広市健康スポーツ都市宣言の内容は次のとおりである。

私たち帯広市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通じ、明るくたくましい心とからだをはぐくみ、躍動する豊かなまちおびひろをめざし、ここに健康スポーツ都市を宣言します。

1. みんなでスポーツを楽しみ、健康な生活をおくろう。
1. みんなでスポーツに親しみ、いきいきとした地域の輪を広げよう。
1. みんなでスポーツをとoshi、はずむ心を世界に伸ばそう。

(注5) 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」〔P3〕

- 国は、平成22年8月、今後の我が国のスポーツ政策の基本的方向性を示す「スポーツ立国戦略」を策定した。
- スポーツは、心身の健全な発達を促し、人生をより充実したものとするとともに、明るく活力に満ちた社会の形成に寄与する世界共通の人類の文化のひとつであると位置付け、「スポーツ立国戦略」により、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち、互いに支え合う「新たなスポーツ文化」を確立することをめざし、その実現のため、「人（する人、観る人、支える人）の重視」を基本的な考え方として示した。
- 日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に多くの人々が参画する機会を確保しようとするものである。
- 「スポーツ立国戦略」の考え方を踏まえ、平成23年8月にスポーツ振興法を全面改正した、スポーツ基本法が施行された。

(注6) 現総合体育館敷地内にある碑・解説板〔P6〕

- 現総合体育館敷地内には、十勝・帯広の歴史を語る2つの碑と3つの解説板が設置されている。

(1) 帯広空襲の碑

昭和20年7月15日午後3時、アメリカ軍の空襲で死者5人家屋損壊60有余戸に及ぶ被害を受けた。昭和60年11月、帯広空襲を語る会は、平和の大切さを訴え、碑を建立した。

(2) 十勝開拓の祖 鷺見邦司の碑

明治28年、北海道拓殖課十勝派出所主任として着任し、原野を移民に貸付けるため尽力するとともに、明治30年の河西支庁設置後、支所長代理となった岐阜県出身の鷺見邦司氏の功績を讃えるため、昭和63年、帯広岐阜県人会、音更岐阜県人会が碑を建立した。

(3) 河西支庁跡の解説板

明治30年河西支庁が開庁され、以降、現総合体育館の場所が駅通所の設置等十勝発展の拠点となったことを説明した解説板を、平成5年、市教育委員会が設置した。

(4) 明治30年代の官公衙（かんこうが）の跡の解説板

現総合体育館付近一帯には河西支庁をはじめ戸長役場・警察署などが設置されたことを説明した解説板を、昭和51年、市教育委員会が設置した。

(5) 啓北高等小学校跡の解説板

昭和8年、河西支庁跡に開校した啓北高等小学校（現帯広市立帯広第一中学校）の歴史を説明した解説板を、平成4年、市教育委員会が設置した。

(注7) P F I 【P 2 5】

- P F I（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用して、効率的かつ効果的に実施し、公共サービスを提供する事業手法である。
- 従来型の公共事業では、「設計」「建設」「維持管理」「運営」を、それぞれ個別に民間事業者に委託または公共自らが実施していたが、P F I 事業では、「設計」から「運営」までを一体的に民間事業者と契約して実施するもの。
- 国においては、平成11年度に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（「P F I 法」）を施行し、その後、事業の推進に関する各種ガイドラインを示した。以来、地方公共団体においても具体的な事業が各地ですすめられている。

(注8) 指定管理者選定委員会【P 2 6】

- 本市では、体育施設のほか、文化・学習施設、児童保育センター等公の施設に指定管理者制度を導入している。
- 指定管理者募集要項の内容確認、指定管理者の選定、その後の指定管理期間におけるモニタリングなどを適正に行うため、市職員のほか、利用者や学識経験者を含む指定管理者選定委員会を設置している。

(注 9) 運営審議会〔P 2 6〕

- 市民文化ホールやとまちプラザ等、多くの市民等が利用する施設を円滑に運営するため、利用者団体や公募市民による運営審議会を設置し、利用にあたっての意見や要望をうかがい、サービスの向上に努めている。

(注 1 0) P F I 事業審査委員会〔P 2 6〕

- 「帯広市 P F I 導入ガイドライン」では、P F I 導入の検討にあたっては、事業担当課が事務局となって、事業ごとに外部の学識経験者、市職員等で構成する P F I 事業審査会を設置することとし、主に以下の事項について協議するものとしている。
- ・実施方針、要求水準書(案)に係る協議
 - ・事業者の選定方式に係る協議
 - ・特定事業選定に係る協議
 - ・事業者募集資料に係る協議
 - ・提案内容の審査、最優秀提案者の選定
- なお、この委員会とは別に帯広市政策推進部企画課が事務局となり、関係課で構成する P F I 導入検討委員会を設置し、P F I 導入に関する総括窓口を担うとともに、P F I 導入の可否を判断していくこととしている。

(注 1 1) 現総合体育館の料金体系〔P 2 7〕

- 平成 2 4 年度から 2 8 年度までの指定管理期間における現帯広市総合体育館の主な利用料金は、次のとおりである。なお、中学生以下の個人使用は無料となっている。

利用形態	室 名	単 位	区 分	使用料
個人使用	第 1 体育室、第 2 体育室、3 体育室 及びトレーニング室	1 人 1 回につき	大人	1 8 0 円
			高齢者（65 歳以上）	9 0 円
			高校生	9 0 円
専用使用	第 1 体育室	1 時間につき	大人（65 歳以上含む）	1, 8 0 0 円
			高校生	1, 6 0 0 円
			小中学生	1, 4 0 0 円
			その他の催物	7, 0 0 0 円
	第 2 体育室及び 第 3 体育室	1 時間につき	大人（65 歳以上含む）	3 6 0 円
			高校生	3 0 0 円
			小中学生	2 6 0 円
			その他の催物	2, 3 0 0 円

①専用使用における、大人、高校生、小中学生の使用料は、アマチュアスポーツに使用する場合に限る。

②入場料等を徴収して使用する場合は、当該使用料に当該使用料の 100 分の 100 を加算する。

③営利を目的とする場合は、当該使用料に当該使用料の 100 分の 200 を加算する。

〔注 1 2〕ネーミングライツ（施設命名権）〔P 2 8〕

- 施設の名称の命名権を付与し、一定の料金を市に納付するしくみで、本市では、帯広の森屋内スピードスケート場に導入している。